

4 施策の推進計画

本計画の重点方針について、計画期間内における施策の推進計画を次のように定めます。

なお、計画期間内の着実な推進を図るため、計画の進捗状況を把握して評価を行い、順次、見直しを行いながら、取り組んでいきます。

(1) 質の高い乳幼児保育、幼児教育の提供

① 子どもの発達、成長過程に応じた乳幼児保育、幼児教育の推進

保育指針や幼稚園教育要領に基づき、子どもの発達、成長過程に応じたきめ細やかな保育及び幼児教育を進め、生活や遊びを通して生きる力の基礎を育みます。

平成 21 年度から実施される保育指針において幼児期の教育の重要性が強化されることを踏まえ、保育園においても、より一層の幼児教育の充実を図ります。

また、保育園と幼稚園との連携を強めるための取り組みを進めます。さらに、家庭との連携のもとに年齢に応じた食育を推進します。

② 多様な家庭を支える乳幼児保育、幼児教育の推進

核家族化や少子化また就労状況の変化などに伴い、家庭の状況が多様化しています。従来、家庭で行われてきた基本的なしつけや生活習慣がしっかり身につけていない子どもが増えており、子育てに不安や悩みを持つ親も少なくありません。保護者の思いを受け止めながら、家庭の養育力を高め、協力して保育を進めていきます。

③ 職員の資質の向上

関係機関や団体が行う研修に参加するとともに、職場内研修や職員会議等を通じて常に職員の資質の向上に努めます。また、保育士・幼稚園教諭の交流研修会や合同研修会などを行い、互いの専門性が高めあえるよう、就学前教育や乳児期の保育環境等の研修を行います。

④ 家庭・園・小中学校の連携及び協力の推進

一人ひとりの子どもの発達の連続性を大切にするため、家庭と園との連携の強化を図ります。また、保育園と幼稚園はそれぞれの役割を十分果たしながら連携を強めるとともに、保育園・幼稚園から小学校への接続が円滑に行われるように、保育園・幼稚園と小学校との連携を図る取り組みを進めます。

園児と小中学生の交流や保育士・幼稚園教諭・小中学校教諭との連携・協力を進め、幼児期の教育活動の充実に努めます。

⑤ 評価による保育の質の向上

幼稚園では、教育活動や学校運営の状況について、教諭による自己評価、保護者や地域住民により構成された学校評議員会による評価を実施しており、その結果に基づいて運営の改善を図る取り組みを進めています。

保育園では、保育指針に保育園職員や保育園の自己評価が努力義務として定められたことから、今後、自己評価の実施に取り組んでいくとともに、相互評価や第三者評価の実施方法について検討します。

これらの評価を通して、乳幼児保育、幼児教育の質の向上を図ります。

(2) 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

① 乳児・未満児保育の充実

共働き家庭の増加に伴い、年々乳児・未満児保育の需要が高まっていますが、保育園の受け入れ体制は十分とはいえません。特に吉田地区における体制整備は喫緊の課題であり、施設の適正配置を検討しながら早急に取り組んでいきます。

② 早朝・延長保育の充実

保護者の就労形態の多様化が進み、早朝・延長保育の利用が増えています。特に延長保育については、午後7時以降までを望む声もありますが、保育園の時間延長だけで充実を図ることは職員体制等の課題もあることから、ファミリー・サポート・センターの機能の充実や代替機関の開発など他の方法も含めて検討していきます。

③ 障がい児保育の充実

保育園・幼稚園ともに、さまざまな障がいのある子どもたちが集団生活を通して成長・発達できるよう、障がいに対する理解を深め、保育を充実するとともに、適正な人員配置を行います。

また、障がいのある子どもの小学校への円滑な接続を図り、障がい児保育の質を高めるため、小学校との連携や研修体制の整備を行います。

④ 病後児保育の検討

保護者から要望の大きい病後児保育については、病院や小児科医との連携が不可欠であり、近隣市町村での実施状況では、私立保育園に併設されている場合がほとんどです。公立保育園で病後児保育を実施する場合、施設整備費や運営費に関して国の施設整備費補助金の対象外であることも踏まえ、まず、私立保育園等での取り組みの可能性について検討を進めます。公立保育園での実施については、適正配置を検討する中での課題とします。

また、国からファミリー・サポート・センターでも病後児保育に取り組むべきとの方針が示されたこともあり、実施のための研修や小児科医との連携の持ち方等、課題の検討を行います。

⑤ その他保育サービスの充実

日曜日や祝日の休日保育については、一部にニーズがあり、拠点施設のあり方を含め、施設面、職員体制の面からも十分論議をしていきます。

また、食物アレルギーを持つ子どもが年々増えていますので、一人ひとりの子どもの状態に応じ、かかりつけの医師及び栄養士の指示や協力のもと、適切な対応に努めます。

(3) 保育園・幼稚園の施設の充実と適正配置の検討

① 保育環境の充実

今後とも少子化による園児数の減少が続くと思われませんが、一方で共働き家庭の増加により、乳児や未満児保育の需要が見込まれます。これからの状況を考えると、それぞれの園の特徴を生かしながら、全市の保育環境をできるだけ統一して「心も体も健康な子ども」を育むための保育環境の充実が求められます。特に、乳児や未満児保育のための保育室の整備拡充など現在の施設を見直していく必要があります。

② 老朽化施設の改修

市内には 24 の公立保育園と 4 つの公立幼稚園がありますが、一部を除き、建物の老朽化が進んでいます。避難施設に指定されている施設がほとんどであるため、まず、危険度が高いとされている特定建築物の耐震診断を優先して行い、その結果を勘案しながら園の適正配置の計画づくりを進めるとともに、計画的に耐震改修を進めていく必要があります。

また、特定建築物に該当しない施設についても、順次、耐震診断の実施を行っていきます。

③ 施設の適正配置の検討

保護者ニーズの多様化、少子化の進行など、子どもを取り巻く社会的環境の著しい変化の中、本市においても、公立保育園・公立幼稚園の園児数が減少している状況や望ましい集団の視点から、適正配置について検討する必要があります。

社会的環境の変化

- 1) 少子化の進行
 - ・ 少子化は大きな流れ 合計特殊出生率 H19 全国 1.34 (燕市 1.46)
 - ・ 出生数 H12 年度 786 人 → H19 年度 699 人
 - ・ 幼児数や園児数の減少、乳児・未満児については入園希望が増加
- 2) 国の規制緩和政策により、民間活力の導入
 - ・ 保育事業について、サービスの質、事業の継続性や安定性の確保ができるなら、行政が主体となっていく必要性は減少したとして、民間への委譲促進
 - ・ 公立保育所運営費の国庫負担金の一般財源化により、財源の確保が不透明となる中、民間保育所に対する直接的な支援は継続、施設整備補助金も民間には継続
- 3) 行財政改革
 - ・ あらゆる行政サービスが行財政改革の対象となり、極めて厳しい見直しを迫られている状況にあって、限りある財源の中で、多様な保護者ニーズに応え、保育サービスを充実させていくには適正配置が不可欠

ア 公立保育園・幼稚園の適正規模

1) 望ましい集団からの視点（保育・教育環境、保育・教育効果）

幼児期は、集団とのかかわりから自立心や人とのかかわる力を培い、多くの友達と接することによって互いに影響を与え合い、切磋琢磨して伸び始める時期にあります。

小規模園では、家庭的で細やかな保育や教育ができる反面、園に活気がない、友達が固定化しやすく、交友関係や遊びに広がりや深まりがみられない等の問題点が指摘されています。望ましい集団活動が実践できる保育・教育環境を整備することが必要です。

2) 行財政改革からの視点（費用対効果・行政効率）

行政改革大綱では、経済性、効率性、効果をより重視しています。

保育の質を高め、地域の子育て家庭への支援を充実させるためには、人員の手厚い配置が欠かせません。施設の適正規模を検討することにより、保育士や幼稚園教諭の配置にもゆとりができ、保育・教育の質の向上にもつながることが期待されます。

現在、公立保育園では、国の制度よりも手厚い保育士の配置、障がい児保育への職員加配などにより、臨時職員を含めた人件費が運営費の8割を超えています。公立幼稚園でも人件費の占める割合は運営費の9割近くになっています。今後、限りある財源や人材を効果的に使って保育サービスを充実させるためには、施設の適正規模を検討する必要があります。

イ 公立保育園・公立幼稚園の適正配置等の基本的な考え方

公立保育園については、特定の地域に偏ることなく、地区の子育て支援の中心的な役割を担うことができるような配置や、家庭で保育する世帯への子育て支援の充実が図られるような施設の配置を検討します。

公立幼稚園では、教育上望ましい集団活動が実践できる教育環境の整備及び効率的な行政運営による新たな施策の充実を図るため、適正配置について検討します。

1) 既存施設の検討

・ 園児数の減少

4頁の表①で示す通り、公立保育園・公立幼稚園ともに園児数が減少しています。

・ 施設の老朽化

建築後30年以上経過している建物がほとんどで経年劣化による老朽化が進んでいます。大規模改修には膨大な事業費が必要となっています。

・ 施設の耐震化

昭和56年以前の「旧耐震基準」でつくられ、2階建て500㎡以上の建物には早急な耐震診断・耐震補強が必要です。

2) 幼保一体化施設の検討

平成18年10月に、認定こども園が制度化されました。そこでは、保護者の就労の有無にかかわらず子どもを受け入れて、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、また、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供して、地域における子育て支援を行います。

就業している保護者の中にも子どもに幼児教育を受けさせたいとの要望があり、保護者の就労形態にかかわらず幼児教育が実施できる施設も求められています。

今後、地域の事情や必要性などを考慮し、幼児教育・保育を必要としている子どもの受け入れ施設として、幼稚園と保育園との一体化施設を検討していきます。

ウ まとめ

1) 適正配置の基本的な考え方

① 子どもの育ちに適切な環境づくり

保育の質の確保、障がいのある子どもを含めたすべての子どもの育ちの保障、保育サービスの向上

② 定員の目安

目が行き届く一定規模の集団の目安として

- ・ 幼稚園 : おおむね120人までとする。
- ・ 保育園 : おおむね120人までとする。
- ・ 認定こども園 : おおむね180人までとする。

ただし、地域の実情に応じて規模を設定する。

③ 保護者の選択の幅の保障

子どもの育ちに必要な保育環境がすべての地区で選択可能になるように保育園の他、幼稚園または認定こども園を配置

④ 安全安心な施設

耐震化・大規模改修・保育室の改修・園児数に見合ったゆとりのある遊戯室や園庭の広さ・駐車場の確保・通園バスなど利便性の確保

2) 幼稚園の適正配置の検討

幼稚園については、子どもの人数の減少に加え、昼間家庭にいる保護者の増加が見込めないことから、幼稚園に入園する園児数は今後も減少傾向が続くと予測されます。各学年が1クラスずつで学級の規模も十数人と少人数で、幼稚園教育の基本である「環境による教育」として望ましい集団活動を展開しにくい状況になっています。

認定こども園等の方法も含め、幼稚園の適正配置を検討します。

3) 保育園の適正配置の検討

公立・私立を合わせた保育園の園児数はほぼ横ばいですが、私立保育園の増加に反して公立保育園では少しずつ園児数が減少しています。

今後も働く母親が増える傾向が続くと思われることから、就労支援をより充実させるため、公立保育園では乳児・未満児の受け入れ人数を増やす施設整備が必要です。また、集団活動に望ましい園児数の適正化を進めるため、保育園の適正配置を検討します。

また、保育園だけの地区で幼稚園教育を望む保護者のニーズに応えるために認定こども園の設置も検討します。

4) 適正配置の5つのパターン

適正配置の基本的な考え方に基づいて、地区別に保育園・幼稚園の適正配置の検討を行い、次の5つのパターンを抽出しました。

今後、適正配置を検討する場合、3地区の実情に合わせて、5つのパターンを組み合わせながら進めます。

- ① 幼稚園を適正配置する。
- ② 保育園を適正配置する。
- ③ 幼稚園と保育園を適正配置して認定こども園にする。
- ④ 保育園を認定こども園にする。
- ⑤ 現行のままとする。

5) 適正配置の検討の進め方

老朽化している施設が多いため、適正配置により存続させる施設については、適正配置後の園児数に対応できる施設環境が欠かせないため、遊戯室の増設や園舎の改修、認定こども園の設置など保育サービスの向上を図ることが必要です。

また、老朽化施設が多い中で経年劣化が進行していきませんが、原則として、大規模改修の実施に当たっては、園児数の適正化を検討した上で、適正規模を実現できる施設とするよう取り組む必要があります。

なお、施設の適正配置の検討を進めるために、基本的な考え方に示した事項及び5つのパターンを組み合わせて、「実施計画（仮）」を策定していきます。その中で、平成26年度までの適正配置の年次計画を明示することとし、財政計画にも反映させていきます。保育園・幼稚園の適正配置を進める中で、民営化や民間委託の方向性についても明らかにしていきます。

その際、保護者や当該地域の住民に対して十分な説明を行い、保護者や当該地域の住民の意見を聴き、できる限り意見を反映させるように努めます。

(4) 地域における子育て支援

① 子育て支援センターの充実

現在4カ所の子育て支援センターでは、親子の遊びの場を提供し、保護者同士の交流を深めるとともに、育児講座や育児相談などを通して、育児家庭への支援を行っています。しかし、地域的な偏りがみられることから、身近で気軽に参加できる場を増やすとともに、子育て家庭が必要としている保育サービスに関する情報の発信にも努めていきます。インターネットを利用した情報提供も検討していきます。

② 園開放事業の充実

保育園や幼稚園に通っていない子どもを対象に、時間を決めて地域に開放しています。在園児といっしょに遊んだり、保育行事に参加したりして、保護者や子どもの交流を深めています。

平成20年度から分水地区の公立保育園でも園開放を始めたことにより、公立保育園のすべてと私立保育園の一部及び公立・私立の幼稚園のすべてで取り組んでいます。未実施の私立保育園には実施の働きかけを行い、全市での取り組みを進めていきます。

③ 一時保育の充実

定員があるため一時保育を希望しても、まれに保護者のニーズに応えきれない場合もあります。利用の少ない園もあるため、一時保育を実施している保育園で情報交換を密にし、定員に余裕のある園を紹介して、利用を促していきます。また、初めての利用に当たっては、子どもの様子を事前によくお聞きし、安心して利用いただけるよう、情報提供に努めます。

④ 育児相談の充実

乳幼児を持つ保護者の育児相談に経験豊富な保育士が相談に応じていますが、より多くの保育士が相談にのることができるよう、子育てに関するアドバイスの充実やコミュニケーション能力の向上に努めます。地域の子育て家庭の相談にも応じられる職員体制を検討していきます。

⑤ 地域との交流と協働の推進

就学前の子ども同士が地域で触れ合う機会が少なくなっている上、地域とのつながりも希薄になっています。地域の子育て力を掘り起こすための取り組みを進めます。

園では夏まつりなど地域の行事への参加や老人施設の訪問を行う一方、自治会と協働して保育園の運営への参加を促し、地域に開かれた園を目指します。

⑥ 情報提供・発信の充実

保育園・幼稚園の設置状況やサービス内容のほか、子育て家庭が必要とする様々な情報が提供できるよう、園や子育て支援センターなどでチラシやパンフレットなどを配布したり、市のホームページで情報提供したりして、情報の発信に努めます。